

第 4 回 山 本 地 域 県 管 理 河 川 減 災 対 策 協 議 会

【 資 料 － 1 】 水 防 災 意 識 社 会 の 再 構 築 に 向 け た

緊 急 行 動 計 画 の 改 定 へ の 対 応

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取組を共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

「緊急行動計画」主な追加事項の抜粋

【1 協議会の構成に関すること】

- 協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など**多様な関係機関の参画**
- **土砂災害**への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

【2 県や市町村が取り組むこと(ハード対策・ソフト対策)】

- リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了【県】
- 円滑な避難の確保:代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備【県・市町村】
- 簡易型河川監視カメラ:災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置【県】
- 排水設備の耐水性の強化:下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施【県】
- 土砂・洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備【県】
- 多数の家屋や重要施設等の保全対策:樹木伐採、河道掘削等を実施【県】
- 本川と支川の合流部等の対策:堤防強化、かさ上げ等を実施【県】
- ダム等の洪水調節機能の向上・確保:ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策【県】
- 重要インフラの機能確保:インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備【県】
- 共助の仕組みの強化:地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進

【3 住民・企業などが取り組むべきこと】

- 住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成を推進
- 民間企業における水害対応版BCPの策定を推進

【4 国の支援】

- 計画的・集中的な事前防災対策の推進:事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設【国】
- TEC－FORCEの体制・機能の拡充・強化:大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上【国】

協議事項①

- 多様な関係機関の参画について(方法)

当面は、委員構成の変更はしない

規約 第4条(幹事会の構成)第6項に基づき
必要に応じて、関係機関の参画を幹事会で、
求める

協議事項②

- 土砂災害に関する連絡会

土砂災害の連絡会を別途設けない

減災対策協議会の中で取り組む

規約改定（案）について

水防災意識社会の再構築に向けた「緊急行動計画」の改定（H31.1.29）に伴い、山本地域県管理河川減災対策協議会において、新たに土砂災害対策にも取り組むこととするため、規約を一部改定し本日付けでの施行を提案する。

（新）	（旧）
山本地域県管理河川減災対策協議会規約（案） （名称） 第1条 本会の名称は、「山本地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。 なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。 （目的） 第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことや、<u>平成30年7月豪雨において、河川の氾濫や土砂災害が広域的かつ同時多発的に発生したこと</u>を踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、山本地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水及び土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 （協議会の構成）	山本地域県管理河川減災対策協議会規約 （名称） 第1条 本会の名称は、「山本地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。 なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。 （目的） 第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、山本地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 （協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県山本地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県山本地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県山本地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県山本地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害警戒区域等の情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動や土砂災害防止に関する活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県山本地域振興局建設部に置く。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県山本地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第 1 0 条 本規約は、平成 2 9 年 6 月 2 8 日から施行する
平成 3 0 年 3 月 2 7 日改定

令和元年 6 月 2 4 日改定

別表 1

山本地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
藤琴川、三種川、その他山本地域における指定区間内の一 級河川及び二級河川

別表 2

山本地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
能代市	市 長
藤里町	町 長
三種町	町 長
八峰町	町 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県山本地域振興局	局 長
秋田県山本地域振興局総務企画部	部 長
秋田県山本地域振興局建設部	部 長

別表 3

山本地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第 1 0 条 本規約は、平成 2 9 年 6 月 2 8 日から施行する
平成 3 0 年 3 月 2 7 日改定

別表 1

山本地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
藤琴川、三種川、その他山本地域における指定区間内の一 級河川及び二級河川

別表 2

山本地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
能代市	市 長
藤里町	町 長
三種町	町 長
八峰町	町 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県山本地域振興局	局 長
秋田県山本地域振興局総務企画部	部 長
秋田県山本地域振興局建設部	部 長

別表 3

山本地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

山本地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
能代市総務部	次 長
藤里町生活環境課	課 長
三種町町民生活課	課 長
八峰町総務課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課 長

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

山本地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
能代市総務部	次 長
藤里町生活環境課	課 長
三種町町民生活課	課 長
八峰町総務課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課 長